

## 地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令要綱

### 一 地方揮発油税法施行令の一部改正（第1条関係）

揮発油税について担保を提供する者が提供すべき地方揮発油税に係る担保の額の算定に係る割合を変更することとする。（地方揮発油税法施行令第1条関係）

### 二 租税特別措置法施行令の一部改正（第2条関係）

特例税率が適用される揮発油の揮発油税について担保を提供する者が提供すべき地方揮発油税に係る担保の額の算定に係る割合を変更することとする。（租税特別措置法施行令第46条の17関係）

### 三 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正（第3条関係）

- 1 揮発油税及び地方揮発油税に係る受入金又は支払金を一の科目の国税に係るものとみなして整理した金額について、それぞれの税に係る受入金又は支払金の金額に按分するための割合を変更することとする。（国税収納金整理資金に関する法律施行令第4条の2、附則第3項関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 四 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成46年4月1日から施行することとする。（附則第1項関係）